## 令和6年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省6一⑫)

政策分野名 【施策名】	環境政策の推進	担当部局名	大臣官房環境バイオマス政策課(農産局、畜産局、消費・安全局) 【大臣官房環境バイオマス政策課、農産局農業環境対策課、畜産局畜産振興課、消費・安全局農産安全管理課】
政策の概要 【施策の概要】	気候変動に対する緩和・適応策の推進、生物多様性の保全及び利用、有機農業の更なる推進、土づくりの推進、農業分野におけるプラスチックごみ問題への対応、農業の自然循環機能の維持増進とコミュニケーション	政策評価体系上の 位置付け	農業の持続的な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定)第3の2(8) ・地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定) ・気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定、令和5年5月30日一部変更 閣議決定) ・パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(令和3年10月22日閣議決定) ・革新的環境イノベーション戦略(令和2年1月21日統合イノベーション戦略推進会議決定) ・生物多様性国家戦略2023-2030(令和5年3月31日閣議決定) ・脱炭素成長型経済構造移行推進戦略(令和5年7月28日閣議決定)	政策評価 実施予定時期	未定

	施策(1)	気候変動に	対する緩和・	適応策の推進	進									
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	温室効果ガ	スの排出削減	咸目標の確実	な達成に向け	ナて、農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策や農地による吸収源対策等を推進する。								
	目標① 【達成すべき目標】	農地による。	及収源対策等	等の推進、農材	木水産分野の	温室効果だ	ブスの排出削	減対策の推	進					
							• • •	度ごとの目; 度ごとの実;			指標-			
	測定指標	基準値	基準年度	▋目標値	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
		0.00		1.05		0.64	0.67 トン	0.71	0.75 トン	0.79 トン		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農地による吸収源対策等を推進」に該当するアウトカム指標と して設定。		
	_ 単位面積(1ha)当たりの堆肥の施	0.60	30年度	1.05	12年度	0.56 トン	0.62 トン	0.66 トン	0.53 トン		F↑一直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 農地への堆肥施用は、農地における吸収源対策の1つであり、農地土壌への炭素貯留 につながる取組である。堆肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の 目標年度となる令和12年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。		
	ア 単位面積(1ha)当たりの堆肥の施 用量	把握(	の方法	作成時期: 算出方法:」	出典:「農業経営統計(米生産費)」(農林水産省) 作成時期:調査翌年度3月頃 算出方法:上記統計の原単位量(10a当たり)のうち、肥料費の「たい肥・きゅう肥」及び自給肥料の「たい肥」、「きゅう肥」を合計 ※ 年度ごとの実績値と目標値は、実績値を調査翌年度の3月頃に把握するため、評価を実施する時期に把握できないことから、前年度の値を記入									
			E合いの E方法		達成度合(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満						ランク:50%未	満		
		5,116		4,813		4,991 万t-CO2	4,973 万t-CO2	4,955 万t-CO2	4,937 万t-CO2	4,920 万t-CO2		【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)①の「農林水産分野の温室効果ガスの排出削減対策の推進」に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】		
	イ 農林水産分野の温室効果ガスの 排出量	万t-CO2	25年度	万t-CO2	12年度	5,246 万t-CO2	4,977 万t-CO2	4,790 万t-CO2	令和7年 4月 把握予定		· F↓ —差	基準年(2013年度)の農林水産分野の温室効果ガス総排出量から、「地球温暖化対策計画」(令和3年10月22日閣議決定)における農林水産分野の排出削減量の目標値の合計を差し引いた値を目標値として設定。 ※ 基準値、目標値及び実績値は、毎年の日本国温室効果ガスインベントリ報告書の更新により変化する場合がある。		
		把握(	の方法	作成時期:対		マ年度4月	頃(日本国温	温室効果ガス				カ果ガスインベントリオフィス) 排出量が公表された時点)		
					%)=(当該年 50%超、Aラン						ランク:50%未	満		

	施策(2)	生物多様性	の保全及び利	刊用、有機農	業の更なる推	進								
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	生物多様性	の保全や有材	機農業の更な	る推進に向け	けて、生物多	様性保全は	ニ効果の高い	い取組を推進	するとともに	こ、有機農業の	取組面積の拡大等を図る。		
	目標① 【達成すべき目標】	有機農業等	、生物多様性	性保全に効果の高い取組の推進、有機農業の取組面積拡大										
		+ :# /+		口無法			• "	度ごとの目; 度ごとの実;			指標一	ᅃᄼᄯᄺᇫᇕᄼᄜᅩᄁᄰᇬᅜᄩᅝᄼᅶᆇᅟᇊᄩᇨᇠᄼᇬᇌᄼᇬᄱᄳ		
	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
	ア 有機農業の取組面積	23.5 千ha 29 <sup>4</sup>		63	12年度	29 千ha	31 ∓ha	33 千ha	35 千ha	38 ∓ha		【測定指標の設定理由】 基本計画第3の2(8)②の「有機農業等、生物多様性保全に効果の高い取組の推進」及 び基本計画第3の2(8)③の「有機農業の取組面積」に該当するアウトカム指標として設定。		
			29年度	手ha		25.2 千ha	26.6 千ha	令和6年 8月末 把握予定	令和7年 8月末 把握予定		- S↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 「新たな有機農業の推進に関する基本的な方針について」において、令和12年までに有機農業の取組面積を6万3千haにする目標を定めていることから、これを目標値として設定した。		
		把握6		「有機 作成時期:調 算出方法:上	農業の取組市 間査翌々年度 - 記調査から	面積に係る9 8月頃 有機JAS認	実態調査」( 証を取得し <sup>・</sup>	有機農業の ている農地と	取組面積)() :、有機JAS記	農林水産省 忍証を取得	していないが有	開ベ) 最境対策課調べ) F機農業が行われている農地の面積を合算し算出 に把握できないことから、前年度の値を記入		
					%)=当該年月 60%超、Aラン				50%以上90°	※未満、C⁵	ランク:50%未ネ	苘		

	施策(3)	土づくりの推	進													
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	土づくりを推進するため、農地への堆肥等の活用を促進														
	目標① 【達成すべき目標】	堆肥等の活	用の促進													
	測定指標	基準値		」目標値				度ごとの目; 度ごとの実;			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	<b>測</b> 足指標	基準	基準 年度	1 日保胆	目標年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	<b> 別た旧保の選定程田及い日保順(小学・日保平及)の設定の依拠</b>				
			30年度	1.05 トン	12年度	0.64 トン	0.67 トン	0.71 トン	0.75 トン	0.79 トン	p↑ 古	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)④の「堆肥等の活用を促進」に該当するアウトカム指標として設定。				
	単位面積(1ha)当たりの堆肥の施		30年度			0.56 トン	0.62 トン	0.66 トン	0.53 トン			【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 堆肥の施用量について、近年減少傾向にあるため、基本計画の目標年度となる令和12 年度に、20年前の施用量に戻すことを目標として設定。				
	ア用量【再掲】	把握여	の方法	作成時期: 算出方法:」	経営統計(米間査翌年度3月 上記統計の原 での実績値と目	月頃 単位量(10a	ュ当たり)のう	ち、肥料費の	)「たい肥・き 月頃に把握	ゅう肥」及び するため、記	ド自給肥料の「 平価を実施する	たい肥」、「きゅう肥」を合計 6時期に把握できないことから、前年度の値を記入				
			合いの 方法		6)=当該年月 50%超、Aラン				50%以上90	%未満、C き	ランク:50%未済	満				

	施策(4)	農業分野に	おけるプラス	チックごみ問	題への対応										
	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	農業分野の	プラスチック、	ごみ問題の対	み問題の対応に向けて、廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進、排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大を推進する										
	目標① 【達成すべき目標】	廃プラスチッ	クの回収・適	正処理の徹原	底や循環利用	の促進、排	出抑制のた	めの生分解	性マルチの	利用拡大					
								度ごとの目標			16.15				
	測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	2年度	3年度	きごとの実行 	6個 	6年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
		72.5	+ 皮	80		74 %	75 %	76 %	77 %	78 %		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「廃プラスチックの回収・適正処理の徹底や循環利用の促進」 に該当するアウトカム指標として設定。 【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 プラスチック資源循環戦略(消費者庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農			
	ア 施設園芸におけるプラスチック排 出量に対する再生処理量	%	28年度	%	8年度	74.5 %	74.5 %	72.6 %	70.0 %		F↑一直	フノスケック資係帽操戦時(信責有力、外務省、財務省、又部件子省、厚生力側省、展 林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)では、2035年までにプラスチックのリサイク ル率(熱回収を含む)100%とされている。 そのため、2019年の最新のリサイクル値(H28)が70%台であったことから、2025年80%、 2030年90%、2035年100%を経過目標とし、隔年の調査周期も踏まえて設定。 なお、調査を実施しない年度に目標値を設定することは適切ではないが、便宜的に目安 値として基準値と目標値を直線で結んで年度ごとの目標値を記載している。			
		把握6	の方法	作成時期: 算出方法:」 ※調査が隔		ま頃 業用廃プラ ることから、	スチック処理 年度ごとの	型量のうち再 実績値は、そ	生処理される	たものの割る 前年度、偶数	ぬ年度は前々?	<b></b> <b>下度の値を記入</b> 年度の実績値を記載			
			合いの 方法	達成度合い(%)=当該年度実績値/当該年度目標値×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上、90%未満、C								満			
		3,400	20/7: #5	4,600	r/r: #s	3,400	3,600 トン	3,900 トン	4,200 トン	4,600 トン	r^ a	【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑤の「排出抑制のための生分解性マルチの利用拡大」に該当する アウトカム指標として設定。			
		トン	30年度	トン	5年度	3,606	3,822 トン	3,944 トン	3,618 トン		- F↑-直	【目標値(水準・目標年度)の設定根拠】 生分解性マルチについて事業終了予定である2023年度(令和5年)までの目標値を、これまでの利用実績及び今後の利用見込みを考慮し設定。			
	<b>イ</b> 生分解性マルチの年間利用量	把握0	の方法	作成時期: 算出方法:	解性マルチの類 調査翌年度12 農業用生分解 での実績値と目	月末頃 性資材普及	女会が行う生	分解マルチ	の利用状況	(出荷量調	査)を集計	る時期に把握できないことから、前年度の値を記入			
			合いの 方法		(%)=当該年 0%超、Aラン					)%未満、C	ランク:50%未	満			

施策(5)	農業の自然	循環機能の約	維持増進とコミ	ミュニケーショ	ン										
	SDGsの達成 する。	に向けて、有	「機農業をは1	じめとする生物	物多様性と	自然の物質	盾環が健全	に維持され、	自然資本を	を管理・増大さ	せる取組について消費者等に分かりやすく伝え、持続可能な消費行動を促す取組を推進				
目標① 【達成すべき目標】	持続可能な	消費行動を促	行動を促す取組の推進												
70 de de 120	++ >#-  -+					• • •	度ごとの目: 度ごとの実:			指標一					
】定指標   	基準値	基準 年度	□目標値	目標 年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠				
	32.2%	o frestr		7年度	-	34%	38%	42%	46%		【測定指標の選定理由】 基本計画第3の2(8)⑥の「持続可能な消費行動を促す取組の推進」に該当するアウトカ ム指標として設定。				
		2年度	50%		32.2%	28.0%	27.5%	27.3%		- F↑-直	【目標値(水準・目標年度)設定の根拠】 現状の数値と、今後のフードサプライチェーンにおける関係者の行動変容と相互連携を 促す環境整備の支援の取組の進捗を考慮して設定。				
ア 環境に配慮した食品・商品を選択 している消費者の割合	出典:消費生活意識調査(消費者庁) 作成時期:調査翌年度6~7月頃 算出方法:エシカルにつながる行動を「よく実践している」者と										よ品・商品を「かなり選択している」者と「ある程度選択している」者の割合を合計)が廃止され 司庁)における類似の設問の調査結果を参照				
	達成度 判定		達成度合(% A'ランク:150					0%以上90%	る未満、Cラ	ンク:50%未満	Í				

## 政策手段一覧

## 予算に係る政策手段

事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID	事業名 (開始年度)	関連 する 指標	予算事業 ID
みどりの食料システム戦略緊急対策事業 (1) (令和3年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア	003499	輸入栽培用種子中の未承認遺伝子組換え体検査対策事業委託費 (3) (平成24年度) (主)	-	003334
みどりの食料システム戦略推進総合対策 (2) (令和4年度) (主)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-イ (5)-①-ア	005951	農地土壤炭素貯留等基礎調查事業 (4) (平成27年度) (主)	-	003448
行政事業レビューシート 参照URL https://rssystem.go.jp					•

## 非予算関連の政策手段(法令・税制等)

	政策手段		税制の洞	<b>【収見込額(</b> )	咸収額)	関連 - する	T+ 年 壬 印 ② 柳 帝 年
	(開始年度)	令和3年度 [百万円]	令和4年度 [百万円]	令和5年度 [百万円]	令和6年度 [百万円]	ー する - 指標	政策手段の概要等 
(1	地力増進法 ) (昭和59年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の 適正化のための措置を規定している。上記の基本指針において、地力の増進に向けた方策として、有機物の標準的な施用量を示すことにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図る。
(2	地球温暖化対策の推進に関する 法律 (平成10年) (主)	-	-	_	-	(1)-①-ア(1)-①-イ	地球温暖化対策計画の策定、温室効果ガスの排出削減等を促進するための措置を講じること等により、地球温暖化対策の推進を図る。
(3	家畜排せつ物の管理の適正化及 び利用の促進に関する法律 (平成11年) (関連:6-®)	-	-	1	-	(2)-①-ア (3)-①-ア	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図ることにより、たい肥が生産・有効利用され、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者の増加に寄与する。
(4	有機農業の推進に関する法律 ) (平成18年) (主)	-	-	-	-	(2)-①-ア (3)-①-ア	有機農業の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を規定している。有機農業者や消費者等に対して有機農業の推進に関する施策を総合的に講ずることにより、有機農産物の消費喚起及び利用拡大に寄与する。
(5	生物多様性基本法 ) (平成20年) (主)	-	-	-	-	(2)-①ーア	生物多様性の保全と利用に関する基本原則、生物多様性国家戦略の策定等を規定している。生物多様性の保全及び利用に関する政策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与する。
(6	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に 関する法律 (平成20年) (関連:6-⑬)	-	-	ı	-	(1)-①-イ	原材料生産者と燃料製造業者が連携した取組に関する計画及び研究開発に関する計画を国が認定する制度を創設するとともに、これら計画の実施に対し、税制や金融上の支援措置をする。 この法律の適正な執行により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。
(7	気候変動適応法 ) (平成30年) (主)	-	-	-	-	(1)-①-イ	政府による気候変動適応計画の策定、気候変動影響評価の実施等の措置を講ずることにより、気候変動への適応を推進する。
(8	環境と調和のとれた食料システム の確立のための環境負荷低減事 業活動の促進等に関する法律 (みどりの食料システム法) (令和4年) (主)	-	-	1	-		みどりの食料システム戦略(令和3年5月)を推進するため、みどりの食料システム法において、環境と調和のとれた食料システムの確立に関する基本理念を定めるとともに、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う事業活動等に関する計画の認定制度を創設し、税制や金融上の支援措置を講ずることにより、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図る。
(9	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づくバイオ燃料製造設備(エタノール、ディーゼル、ガス、木質ペレットの各製造設備)に係る固定資産税の課税標準の特例[固定資産税:地方税法附則第15条第19項](平成20年度)(関連:6-(3))	16 (2)	16 (8)	8 (令和7年 2月下旬 把握予定)	29	(1)-①-イ	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律に基づき、認定生産製造連携事業計画に従ってバイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準を3年間、()内の率を掛けた額に軽減する。 【対象となるバイオ燃料】 木質固形燃料(3/4)、エタノール(2/3)、バイオディーゼル(2/3)、ガス(メタン、木質等)(1/2) この支援措置により、バイオ燃料の製造・利用の拡大が図られ、地球温暖化対策の推進に寄与する。

環境負荷低減事業活動用資産等 の特別償却[所得税・法人税:租税 (10) 特別措置法第11条の4、第44条の 4] (令和4年度) (主)	-	0 (0)	45 (令和7年 2月 把握予定)	67	(2)-(1)-P (3)-(1)-P	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく計画の認定を受けた生産者や、 資材メーカー等の事業者が、一定の設備等を新たに取得等した場合に、所得税・法人税の特例として、特別償却(機械等32%、建物等 16%)を適用する。 この支援措置により、環境保全型農業に取り組む生産者や、これに必要な有機質肥料などの生産資材を広域的に供給する事業者の設備 投資を支援し、有機農業の取組面積拡大や土づくりの推進に寄与する。
--	---	-------	----------------------------	----	------------------------	---

移替え予算に係る政策手段(参考) 事業名 (開始年度)	関連する指標	予算事業 ID	事業名(開始年度)	関連する指標	予算事業 ID
(1) –	-	-	(2) –	-	-
各府省庁行政事業レビューシート 参照URL (注1)当該政策分野の主たス「予管」「注会」「超制」については「政策手段」の欄に「主い記載」でいる			-		

<sup>(</sup>注1)当該政策分野の主たる「予算」「法令」「税制」については、「政策手段」の欄に「主」と記載している。 それ以外の政策手段については、「関連」と記載するとともに関係する政策分野の番号を記載している。

- (注2)個々の政策手段の予算額・執行額及び概要については、行政事業レビューシート参照URLのWEBページより、各番号の行政事業レビューシートを参照。
- (注3)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。